

「會計」第二七卷 第五号 二〇〇七年 五月号 抜刷

リース会計基準の変更による
企業業績に及ぼす影響

胡

丹

リース会計基準の変更による 企業業績に及ぼす影響

胡

丹

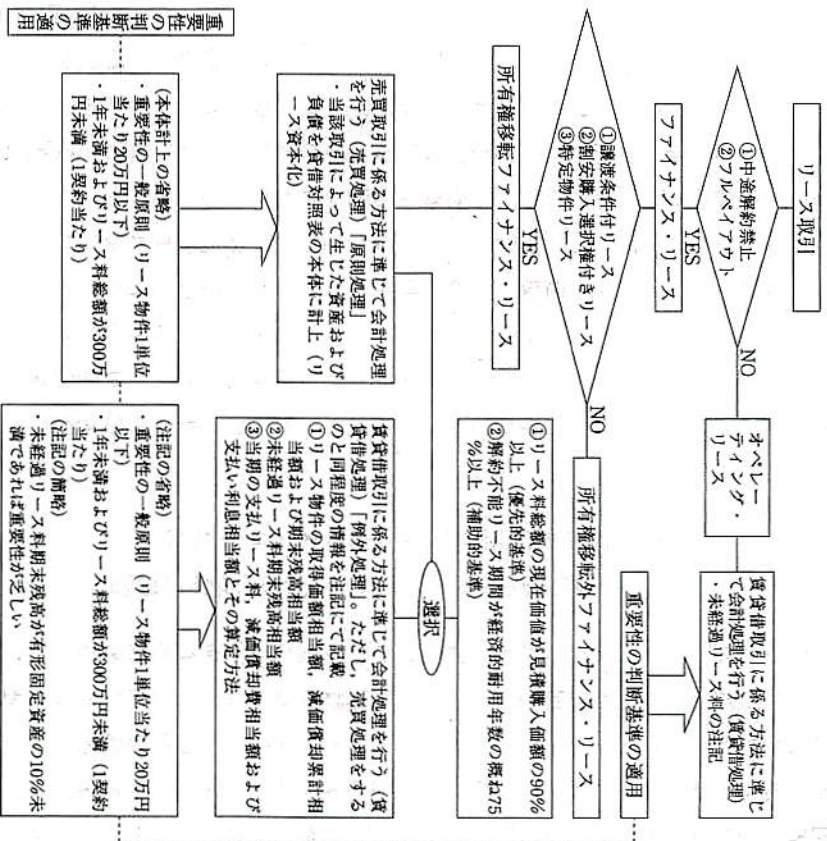
一 はじめに

本稿は、リース会計基準の改訂による企業への影響を定量的に分析することで、リース会計基準のあり方の議論に寄与しようとするものである。

周知のように、会計基準の国際的統一化・コンバージェンスの潮流の中、日本のリース会計基準には、従来の所有権移転外ファイナンス・リースの廃止が求められようとしている。こうした中、企業会計基準委員会（ASBJ）は二〇〇六年二月二七日に、所有権移転外ファイナンス・リースを廃止した新たなリース会計進案を正式に発表した。同基準は二〇〇九年三月期から強制適用とされる。

本稿では日本におけるリース会計基準の改訂という事項を背景に、日本のリース会計基準の現状と改訂動向の精査および改訂による企業業績に対する影響の分析を試みる。具体的には、本稿は下記の七節で構成されている。一では日本のリース会計基準に係わる改訂動向や背景を記述する。二では日本の現行リース会計基準の内容を分析し特徴を明らかにする。三では日本のリース会計基準の特徴である所有権移転外ファイナンス

図表1 リース会計基準の概要



出所：紙(2003), 226頁の図を参照の上、筆者が作成した。
注：リース会計処理の手順の記述は借手側のみを考えた場合のものである。

外リース・リースについては、①リース料総額の現在価値が見積購入価額の九〇%以上、②解約不能のリース期間が当該リース物件の概ね七五%以上であるなら、リースと判定される(実務指針二・二・②)。
リース取引の会計処理は、原則として売買処理(原則処理)とし、当該取引から生ずる資産・負債を貸

二 現行リース会計基準

現在のリース会計基準に関わる会計実務の根幹となっているのは、一九九三年六月に企業会計審議会により設定された「リース取引に係る会計基準に関する意見書」(以下、「リース会計基準」と略す)と一九九四年一月に日本公認会計士協会により設定された「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」(以下、「実務指針」と略す)である。本節では上記の会計基準の内容を精査し、現行リース会計基準の概要をまとめる。

図表1は日本におけるリース会計基準の概要をフロー・チャート式でまとめたものである(借手の立場のみ)。まず、リース取引とは、「特定の物件の所有者たる貸手(レッサー)が、当該物件の借手(レスシー)に対し、合意された期間(リース期間)にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料(リース料)を貸手に支払う取引をいう(リース会計基準二・一)。」

リース取引のうち、①実質中途解約不能、②フルペイメントという二つの条件を満たす取引はリース・リース取引となる(実務指針二・二)。オペレーティング・リース取引はリース取引以外

の取引である。ここで、フルペイメントとは、借手がその物権からもたらされる経済的利益を実質的に享受し、その使用に伴って生じるコストを実質的に負担するものとされる(実務指針二・一・②)。

リースのうち、①譲渡条件付リース、②割安購入選択権付きリース、③特定物件リースのいずれかのケースに当てはまる場合、所有権が借手に移転したと見なされ、所有権移転リース・リースとなる(実務指針二・二・①)。また所有権が借手に移転すると認められるもの以外のリース所有権移転

図表3 所有権移転外ファイナンス・リース取引の注記状況
(単位:社数,%)

	連結	個別
	企業数(構成比)	企業数(構成比)
注記あり	1,037(99.0%)	1,245(98.5%)
注記省略	11(1.0%)	19(1.5%)
計	1,048(100.0%)	1,264(100.0%)

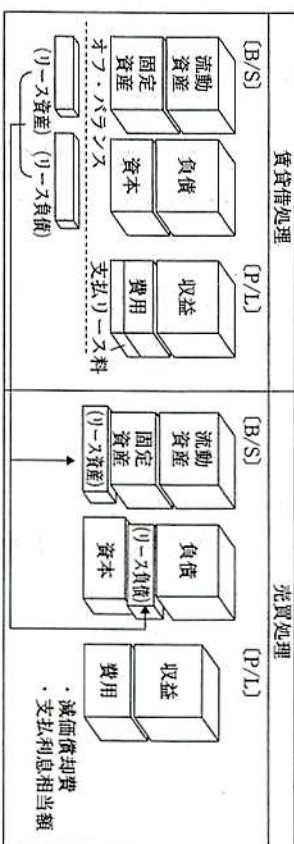
出所:リース事業協会(2003),4頁を参考に筆者が作成した。

図表2 所有権移転外ファイナンス・リースの処理方法
(単位:社数,%)

	連結	個別
	企業数(構成比)	企業数(構成比)
売買処理	3(0.3%)	2(0.2%)
賃貸借処理	1,048(99.7%)	1,264(99.8%)
計	1,051(100.0%)	1,266(100.0%)

出所:リース事業協会(2003),4頁を参考に筆者が作成した。

図表4 所有権移転外ファイナンス・リースのオン・バランス化処理



前節では現行のリース会計基準の概要について記述し、所有権移転外ファイナンス・リースの会計処理に關して売買処理と賃貸借処理という二つの選択肢が日本企業にはあることを述べた。本節においては、所有権移転外ファイナンス・リースにスポット・ライズを当て、所有権移転外ファイナンス・リースの場合に売買処理がどの程度採用されているのか、企業のデイトラジシャの実態について検討することとする。

三 所有権移転外ファイナンス・リースの適用実態とオン・バランス化処理の影響

図表2は日本企業における二〇〇二年度の所有権移転外ファイナンス・リースの会計処理方法の採用状況を表している。九九%以上の企業は所有権移転外ファイナンス・リースについて賃貸借処理をしていることがわかった。図表3は日本企業における所有権移転外ファイナンス・リース取引の注記の状況を示している。所有権移転外ファイナンス・リース取引を行っていることが明らかとなった。注記を省略している企業は一件当たり三〇〇万円以下のリース契約のため注記を省略している「旨の記述をしている。ここでは数字的な裏づけを省略するが、図表2と図表3から読み取れる状況は二〇〇二年のものだけではなく、リース会計基準ができた一九九三年以来の共通した利用状況だった。つまり、所有権移転外ファイナンス・リース取引を行っている日本企業の大部分が賃貸借処理を行い、それに関する注記を行っていないのは日本におけるリース取引の利用実態である。

このように、日本における現行のリース会計基準は「経済的実質優先思考」を基本的思考として掲げ、ファイナンス・リース取引の範疇となった取引に関しては、原則として売買処理としている。しかし、ファイナンス・リースであっても所有権移転外ファイナンス・リースの場合における賃貸借処理の容認は、結果的に同一の取引について異なった会計処理がなされる事態に発展する可能性を示唆している。所有権移転外ファイナンス・リースという日本独特な概念を掲げ、賃貸借処理への道を容認したのは、日本の現行リース会計基準の特徴であるといえる。

借対照表に計上する。その際の計上価額は、リース料総額から合理的な割引率にて算出した現在価値である。しかしながら、所有権移転外ファイナンス・リースの場合、売買処理した時と同じ程度の財務情報を注記することを条件として賃貸借処理(例外処理)が容認されている(図表1を参照)。

リース取引の開示に関して、重要性の判断基準の適用があり、一定の条件の下で資産計上および注記の省略と賃貸借処理を行う場合の注記の簡略化が認められている。

一方、所有権移転外ファイナンス・リースに対して貸借処理の例外規定を廃止し、売買処理に一本化するという最近のASBJの方針は貸借対照表と損益計算書に対して影響を及ぼす(図表4を参照)。貸借対照表(B/S)に対する影響は、まず「リース資産」を「資産」に、「リース負債」を「負債」に計上することから生じる。また資産は毎期の減価償却費を、負債は支払リース料のうち元本返済部分だけ減少する。また損益計算書(P/L)に対する影響は、まずリース期間にわたり、「減価償却費」と支払リース料のうち「支払利息相当額」を費用処理することから生じる。そして費用の額は「現在の税務上認められた損金額(支払リース料)と一致しないため、現段階では毎期の申告調整が必要となる。

このように日本のリース実務の大多数は、所有権移転外ファイナンス・リースを貸借処理(オン・バランス化し、注記情報を開示しているものであった。ASBJ新基準に従い、所有権移転外ファイナンス・リースのオン・バランス化による企業業績への影響は資産と負債の両方に与えられる。

四 所有権移転外ファイナンス・リースの

オン・バランス化後の財務比率に対する影響

(1) 先行研究と仮説

所有権移転外ファイナンス・リースのオン・バランス化は、資産と負債に対して同時に影響を与えていることを考慮し、この影響を分析するために財務比率を用いようとするならば、負債比率(Debt-equity ratio)と総資産利益率(Ret on assets: ROA)が考えられる。事実、所有権移転外ファイナンス・リースのオン・バランス化の影響測定そのものではないが、アメリカの投資者がオペレーティング・リースの影響を調整する際に負債比率と総資産利益率の二つの比率をよく利用しているとCoffe, Murray and Block

(1988)は指摘している。

またInhoff and Thomas (1988)による研究結果の一つには、SFA S第三号の適用でオン・バランス化されていたファイナンス・リースのオン・バランス処理が行われた結果、借手の負債比率が上昇し、総資産利益率が低下したことが挙げられている。ここでもやはり負債比率と総資産利益率を用いたのである。ちなみにInhoff and Thomas (1988)は、SFA S第三号の適用前と後の同一企業のデータをを用いて、SFA S第三号の適用が経営者のリース関連活動に与える影響調査を目的としている。

そしてBry (1995)は、オペレーティング・リースのオン・バランス化に伴う負債比率と総資産利益率の変化に注目し、それらの財務比率の変化と持分リスク(geared risk: Bry (1995)が定義したもので企業の株価リスクの標準偏差を示す)との関係を検証した。Bry (1995)はまずSFA S第三号に従って開示されたオペレーティング・リース情報からリース債務を推定し、それを組み込んだ負債比率と総資産利益率を計算した。そして持分リスクを従属変数で、修正後負債比率と修正後ROAを独立変数とする回帰分析を行った。その結果、修正後負債比率は持分リスクについて追加的な説明力を持つことが示された。これは、投資者が持分リスクの評価において、オペレーティング・リースの将来リース料支払額が債務として既に組み込まれていることを意味している。つまり、Bry (1995)によれば、投資者は将来リース料支払額を負債として捉えているのである。

Bry (1995)における注目すべきポイント、Bowman (1999)が利用されたモデルから展開され、Bry (1995)研究の基礎となった下記の式である。

$$a_5 = \frac{1 + (1 - r) \frac{D}{S}}{1 + a_4}$$

(1)

は企業の株価リターン^①の標準偏差、 R_s は総資産利益率の標準偏差、 ROA 、 D/S は負債（ D ）と株主持分の市

場価値（ S ）との比率、 τ は限累税率である。

つまり EIV (1995) は、持分リスク (equity risk: EIV) (1995) が定義したもので企業の株価リターン^①の標準偏差が、資産リスク (Boydell (1979) が定義したもので総資産利益率 ROA の標準偏差、 ϕ) と財務リスク (Boydell (1979) が定義したもので負債における株主持分の市場価値の比率: D/S) と関連することを予測している。要するに総資産利益率 ROA と負債比率 D/S は、企業業績を予測する様々なリスク要素の測定に用いられていることがいえる。

さらに Revsine, Collins and Johnson (1999) は、オペレーティング・リースのオン・バランス化の影響を財務比率で分析する際、Kishitani の財務諸表をリースとして利用し、(長期) 負債(持分) 比率と総資産(割引) 利益率を用いた^②。その結果、Kishitani の一九九五年一月二十五日時点の負債比率は八九・〇%から一八・九%まで上昇し、総資産利益率は一・七%から一・三五%まで減少した。

このようにオン・バランス化していたリース処理のオン・バランス化の際の影響を分析するときに、Coffey, Murray and Block (1988) や Imhoff and Thomas (1988) と EIV (1995) および Revsine, Collins and Johnson (1999) の共通項は、利用の形の違いはあるが、負債比率および総資産利益率を用いたことである。特に EIV (1995) において負債比率および総資産利益率の変化は、企業の直面するリース評価に繋がっており、ひいては企業業績に影響を及ぼすことを示唆している。

上記の先行研究を踏まえ、本稿では「所有権移転外ファイナンス・リースのオン・バランス化は、借手企業の負債比率を統計的に押し上げ、総資産利益率を統計的に減少させる」という仮説を立て、企業業績に対する影響を推定する。負債比率および総資産利益率の計算式を考えれば、所有権移転外ファイナンス・リ

(3) 調査結果

調査対象の注記情報の全体像を示している図表6からは、所有権移転外ファイナンス・リースのオン・バランス化による財務諸表への影響を確認できる。未經過リース料期末残高相当額は一兆七、七〇二億円(個

九二七社である。なお、債務超過している企業と当期純損失計上企業をサンプルから取り出すとき、個別財務諸表サンプルと連結財務諸表サンプルは別々にサンプリングしたため、個別財務諸表サンプルと連結財務諸表サンプルとは対応していない。サンプルの取引所ごとの分布は、図表5に示されている。

以上の規程を満たして、それぞれ個別財務諸表のサンプルが一、七三六社、連結財務諸表のサンプルが一、債務超過している企業と当期純損失計上企業を取り除く。

(1) 日経 Financial Quest に収録されている上場企業である。
 (2) 三月決算である。
 (3) 二〇〇五年三月期の個別財務諸表と連結財務諸表のデータが入手可能である。
 (4) 銀行・保険・証券以外の事業会社である。
 (5) 債務超過している企業と当期純損失計上企業を取り除く。

(2) 調査対象

本稿のサンプルは、以下の四つの規程を満たす企業から構成されている。
 (1) 日経 Financial Quest に収録されている上場企業である。
 (2) 三月決算である。
 (3) 二〇〇五年三月期の個別財務諸表と連結財務諸表のデータが入手可能である。
 (4) 銀行・保険・証券以外の事業会社である。
 (5) 債務超過している企業と当期純損失計上企業を取り除く。

企業業績の評価に当たり、その影響を含んだ予測をするのであろう。化は、借手企業の負債比率を統計的に押し上げ、総資産利益率を統計的に減少させるのであれば、投資者は、統計的にチェックする必要がある。また、所有権移転外ファイナンス・リースのオン・バランス化は、負債比率の上昇および総資産利益率の低下は企業業績にとって十分なインパクトであるものかどうかにかかわらず、負債比率の上昇および総資産利益率の低下を招くのは自明のことである^③。しか

図表6 調査対象の注記情報の金額

(単位：百万円)

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末未減価相当額	機械装置および運搬具		器具および建物		船舶、航空機		無形固定資産・ソフト		その他		合計
	取得価額相当額	減価償却累計額	取得価額相当額	減価償却累計額	取得価額相当額	減価償却累計額	取得価額相当額	減価償却累計額	取得価額相当額	減価償却累計額	
取得価額相当額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	個別：3,577,902 連結：6,518,628
減価償却累計額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	個別：1,926,436 連結：3,229,433
期末未減価相当額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	個別：1,650,487 連結：3,282,116
②未経過リース料期末減価相当額	合計										
未経過リース料期末減価相当額	1年以内		1年超								
個別：622,490 連結：1,115,572	個別：1,147,308 連結：2,575,351										
③当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額	合計										
支払リース料	個別：693,823 連結：1,153,819										
減価償却費相当額	個別：661,846 連結：1,095,242										
支払利息相当額	個別：22,411 連結：54,165										

図表7 基本統計量

(単位：%)

Panel A：個別財務諸表	度数	平均値	最小値	第1四分位	中央値	第3四分位	最大値	標準偏差
(前) 負債比率	1736	188.09	1.521	56.718	110.454	206.217	6020.5	320.66
(後) 負債比率	1736	192.09	1.528	58.367	112.796	210.525	6020.7	327.38
(前) 総資産利益率	1736	5.114	0.009	2.185	3.912	6.624	60.796	4.693
(後) 総資産利益率	1736	5.069	0.009	2.177	3.886	6.56	60.767	4.649
Panel B：連結財務諸表								
(前) 負債比率	1927	207.27	4.769	66.599	127.223	229.135	7205.8	331.19
(後) 負債比率	1927	213.84	4.773	69.317	131.953	226.884	7205.9	339.333
(前) 総資産利益率	1927	5.566	0.013	2.533	4.373	7.305	57.771	4.62
(後) 総資産利益率	1927	5.481	0.013	2.489	4.331	7.181	57.745	4.561

大会社と中小会社（資本金五億円または負債総額二〇億円以上）の会社が大会社別、上場市場別にも行った。その結果、①オン・バランス処理後の負債比率は処理前の比率よりも統計的に有意に大きい、②オン・バランス処理後の総資産利益率は処理前の比率よりも統計的に有意に小さい、③負債比率の増加は、大会社よりも中小会社が顕著であり、上場市場別、上場市場別にも行った。その結果、①オン・バランス処理後の負債比率は処理前の比率よりも統計的に有意に大きい、②オン・バランス処理後の総資産利益率は処理前の比率よりも統計的に有意に小さい、③負債比率の増加は、大会社よりも中小会社が顕著であり、上場市場別、上場市場別にも行った。その結果、①オン・バランス処理後の負債比率は処理前の比率よりも統計的に有意に大きい、②オン・バランス処理後の総資産利益率は処理前の比率よりも統計的に有意に小さい、③負債比率の増加は、大会社よりも中小会社が顕著であり、上場市場別、上場市場別にも行った。

図表5 サンプルの取引ごとの分布

(単位：社数、%)

取引所	サンプル企業(社)	上場企業(社)	調査対象企業の上場企業に占める比率(%)
東証1部	1,013	911	58.86
東証2部	276	255	56.10
東証1部	418	394	63.05
大証2部	146	137	53.68
名証1部	151	151	60.40
名証2部	65	58	57.02
福岡証	67	69	45.27
札幌証	41	45	47.67
マザーズ	17	16	10.90
ヘラクレス	23	17	18.55
ジャズダック	636	549	66.11
延べ合計	2,853	2,602	57.20
合計	1,927	1,736	52.17

注：①上場企業数はそれぞれの取引所で2006年3月に上場している企業の数を表している（各証券取引所のホームページから入手）。
②度数の取引所に上場している企業があるため、延べ合計とサンプル企業の数は一致しない。

借対照表ほど大きくないといえる。図表7は負債比率、総資産利益率（ROA）のオン・バランス処理前と後の基本統計量を示している。個別財務諸表と連結財務諸表のデータの両方とも、オン・バランス処理後の負債比率は処理前の比率よりも大きく（中央値：二・七九対二〇・四五四、二・三三対二・七三三）、オン・バランス処理後の総資産利益率は処理前の比率よりも小さい（中央値：三・八八六対三・九二二、四・三三二対四・三七三）、ということが分かる。オン・バランス処理の前と後における負債比率と総資産利益率の差の有意性検定の結果は、図表8に示している。また有意性検定（平均差のt検定（パラメトリック検定）と中央値に関するウイコクソン検定（ノンパラメトリック検定）は、

図表8 オン・バランス前後の負債比率と総資産利益率の有意差検定(個別財務諸表)

財務比率	①オン・バランス前 (平均値)		②オン・バランス後 (平均値)		t値		①オン・バランス前 (中央値)		②オン・バランス後 (中央値)		①-②		z値				
	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②			
サンゾル企業全体 (1796社)	188,093	192,092	-3,999	-10,056***	110,454	112,796	-2,341	-35,953***	5,114	5,069	0,045	11,651***	3,912	3,856	0,025	-30,837***	
負債比率	5,114	5,069	0,045	11,651***	3,912	3,856	0,025	-30,837***	188,093	192,092	-3,999	-10,056***	110,454	112,796	-2,341	-35,953***	
総資産利益率	1635社	178,802	182,73	-3,928	-9,387***	107,911	110,468	-2,557	-34,883***	5,055	5,013	0,043	10,845***	3,915	3,888	0,027	-29,891***
負債比率	172社	202,643	208,218	-5,575	-5,559***	127,788	130,224	-2,435	-7,374***	8,432	8,323	0,11	4,838***	7,962	7,883	0,079	-6,408***
総資本利益率	911社	196,818	199,984	-3,166	-5,766***	101,879	104,434	-2,555	-25,982***	5,132	5,097	0,035	7,119***	3,909	3,858	0,051	-23,379***
負債比率	255社	188,727	193,106	-4,379	-5,490***	119,563	125,072	-5,509	-13,843***	4,68	4,63	0,05	3,878***	3,625	3,694	-0,069	-10,883***
総資産利益率	394社	200,434	202,535	-2,101	-5,338***	108,977	110,034	-1,056	-16,949***	4,332	4,303	0,029	2,963***	3,379	3,344	0,035	-15,405***
負債比率	137社	176,849	179,695	-2,846	-5,900***	121,259	121,919	-0,661	-10,155***	3,844	3,817	0,027	7,139***	3,557	3,329	0,228	-9,452***
総資本利益率	151社	236,758	240,548	-3,79	-2,214***	121,42	122,168	-0,748	-10,542***	4,605	4,587	0,019	6,502***	3,455	3,427	0,028	-9,892***
負債比率	58社	128,808	131,706	-2,898	-4,234***	83,57	85,848	-2,278	-6,624***	4,162	4,123	0,038	4,121***	3,461	3,445	0,017	-6,337***
総資本利益率	69社	273,273	278,296	-5,023	-2,238***	179,43	182,209	-2,778	-7,220***	3,915	3,901	0,014	4,194***	2,537	2,53	0,007	-6,096***
負債比率	45社	237,472	238,568	-1,095	-5,412***	172,108	172,982	-0,874	-5,841***	4,01	4,599	0,011	3,599***	2,916	2,9	0,016	-5,333***
総資本利益率	16社	126,697	147,826	-21,129	-1,727*	93,981	99,993	-6,012	-3,516***	9,432	9,171	0,261	2,304***	8,033	7,996	0,037	-2,999***
負債比率	17社	156,372	164,731	-8,358	-1,231	83,279	85,082	-1,803	-3,148***	6,599	6,536	0,063	2,456***	5,148	5,132	0,015	-3,148***
総資本利益率	549社	145,372	149,648	-4,276	-7,105***	98,334	101,574	-3,241	-20,265***	6,287	6,194	0,072	8,516***	5,024	4,954	0,069	-16,983***
負債比率	シエスアグ (549社)	145,372	149,648	-4,276	-7,105***	98,334	101,574	-3,241	-20,265***	6,287	6,194	0,072	8,516***	5,024	4,954	0,069	-16,983***
総資本利益率	ヘラクレス (17社)	156,372	164,731	-8,358	-1,231	83,279	85,082	-1,803	-3,148***	6,599	6,536	0,063	2,456***	5,148	5,132	0,015	-3,148***
負債比率	シエスアグ (549社)	145,372	149,648	-4,276	-7,105***	98,334	101,574	-3,241	-20,265***	6,287	6,194	0,072	8,516***	5,024	4,954	0,069	-16,983***
総資本利益率	ヘラクレス (17社)	156,372	164,731	-8,358	-1,231	83,279	85,082	-1,803	-3,148***	6,599	6,536	0,063	2,456***	5,148	5,132	0,015	-3,148***
負債比率	シエスアグ (549社)	145,372	149,648	-4,276	-7,105***	98,334	101,574	-3,241	-20,265***	6,287	6,194	0,072	8,516***	5,024	4,954	0,069	-16,983***
総資本利益率	ヘラクレス (17社)	156,372	164,731	-8,358	-1,231	83,279	85,082	-1,803	-3,148***	6,599	6,536	0,063	2,456***	5,148	5,132	0,015	-3,148***
負債比率	シエスアグ (549社)	145,372	149,648	-4,276	-7,105***	98,334	101,574	-3,241	-20,265***	6,287	6,194	0,072	8,516***	5,024	4,954	0,069	-16,983***
総資本利益率	ヘラクレス (17社)	156,372	164,731	-8,358	-1,231	83,279	85,082	-1,803	-3,148***	6,599	6,536	0,063	2,456***	5,148	5,132	0,015	-3,148***

注：①…1%水準で有意、*…5%水準で有意、*…10%水準で有意。
 ②ここでの「大会社」とは、資本金8億円以上または負債総額200億円以上の会社である。その他の会社は「中小会社」に分類。

ハングアウト・モダリティの順に減少幅が大きい、ということが分かった。四(一)の仮説が支持された。なお、ここでの掲載は省略するが、連結財務諸表データをを用いても結果は同様であった。すなわち、企業特性(規模)に応じて異なるリース会計基準を設定すれば倍手に与える影響は小さくなるということが、統計的な検証により一層明白になったのである。

五 結論と課題

本稿では二〇〇九年三月期に強制適用されるリース会計基準の変更による企業業績に及ぼす影響を理論的に定量的に検討することを試みた。

今までの日本の独特の概念である所有権移転外ファイナンス・リースの廃止が、企業業績を表す財務諸表(貸借対照表と損益計算書)に大きなインパクトを与えることは理論的・数量的に確認できた。

また本稿では、企業業績変動リスクを捕らえるのに、定評である財務比率負債比率および総資産利益率を指標として、所有権移転外ファイナンス・リースのオン・バランス処理による影響の確認を試みた。分析により、オン・バランス処理後の負債比率は処理前の比率よりも有意に大きく、オン・バランス処理後の総資産

利益率は処理前の比率よりも有意に小さい、ということが明らかにになった。

さらに、会社の大きさや上場している市場の市場規模の大きさを表す企業規模によって、負債比率と総資産利益率の変化の度合いが異なることから、企業規模といった企業特性に応じてリース会計基準の設定の方

向性も本稿から示唆されうる。

今後の課題としては、リース会計基準の変更による企業業績に及ぼす影響の度合いなどについて、更なる定量的な測定を試みる事が挙げられる。

注

- (1) 日本の独特の概念である所有権移転外ファイナンス・リースについての詳細は二を参照されたい。
- (2) Reising, Collins and Johnson (199) は、米国の五つの代表的業種「アパートメント/パレチエスタア、スーパーマーケット、鉄道会社、航空会社、公益事業」における一九九六年度の上位五社のファイナンス・リースに対するオペレティング・リースの利用割合の比較も示している。ケリス研究として、アパートメント/パレチエスタアの業の第二位の Knight を選んでいた。
- (3) 本稿における負債比率＝負債総額／純資産簿価、純資産簿価、総資本利益率 (ROA)＝税引前利益／総資産である。なお、所有権移転外ファイナンス・リースのオン・バランスによる修正項目の計算式は下記のようになる。

- ・総資産 (修正)＝総資産＋リース資産 (期末残高相当額)
- ・長期負債総額 (修正)＝長期負債＋長期リース負債 (未経過リース料期末残高相当額 (二年超))
- ・短期負債総額 (修正)＝短期負債＋短期リース負債 (未経過リース料期末残高相当額 (一年内))
- ・純資産簿価 (修正)＝総資産 (修正)－長期負債総額 (修正)－短期負債総額 (修正)
- ・税引前利益 (修正)＝税引前利益＋支払リース料－減価償却相当額＋支払利息相当額

参考文献

Bovman, R. G. (1980), "The Debt Equivalence of Leases: An Empirical Investigation," *Accounting Review* 55-2, pp. 237-253.

Cottle, C., R. Murray, and F. Block (1988), *Graham and Dodd's Security Analysis*, NY: McGraw-Hill.

Ely, K. M. (1995), "Operating Lease Accounting and the Market's Assessment of Equity Risk," *Journal of Accounting Research* 33-2, pp. 397-415.

Imhoff, E. A. and J. K. Thomas (1988), "Economic Consequences of Accounting Standards: The Lease Disclosure Rule Change," *Journal of Accounting and Economics* 10-4, pp. 277-310.

Revsine, L., D. W. Collins and W. B. Johnson (1999), "Financial Reporting for Leases," *Financial Reporting & Analysis*, Prentice Hall, pp. 551-583.

石井 明 (二〇〇二)「わが国リース会計基準の現状と諸課題—目的適合性のない会計基準の矛盾の深化—」『証券アナリス

トジャーナル 三三四六頁。

紙 博文 (二〇〇三)「リース会計の理論と制度」多賀出版。

企業会計基準委員会 (二〇〇四)「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」。

企業会計審議会 (一九九三)「リース取引に係る会計基準に関する意見書」。

須田 一幸 編著 (二〇〇四)「リースクロッシングの戦略と効果」森山書店。

坂井 映子 (二〇〇五)「リース会計—オン・バランス化の根拠と資産認識の範囲」『企業会計』第五七巻第七号、九四一九

六頁。

茅根 聡 (一九九九)「オペレティング・リースの資本化スキームに注目し、事例を手掛かりにして」『會計』第一五六巻第

六号、五一六六頁。

茅根 聡 (二〇〇三)「わが国リース会計基準の改訂問題をめぐって」『會計』第一六三巻第四号、七二一八四頁。

日本公認会計士協会 (一九九四)「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」。

花堂 庸仁 (一九九八)「わが国におけるリース会計の現状と課題—リースの認識領域拡大の可能性—」『會計』第一五三巻第

二号、五八一七七頁。

リース事業協会 (二〇〇三)「リース情報の開示と「貸借処理」削除の影響—「リース会計基準見直し」関連特別調査」

「リース—二〇〇頁。

(本稿は日本会計研究学会第六十五回大会の自由論題報告に加筆・修正を加えたものである。発表時などにおいて、司会者

の田中 建二先生を始め、フロアの古賀 敏先生、松田 修一先生、須田 一幸先生、茅根 聡先生、石井 明先生、戸張 啓一郎先生

から貴重なご教示をいただけたことに深く感謝を申し上げます。もちろん本稿におけるありうべき誤謬についての責任は筆

者にある。)

(筆者・名古屋大学准教授)